

「ご参加ください」親子で農業体験を!

東久留米市農業協会の「親子で農業体験」は、昨年同様、親子で農業体験を実施します。市内の親子で農業体験を通じて、農作業の大変さや収穫の喜びを知ることも、都市に残る農地・緑の必要性を感じていただき、農業の大切さを考えるきっかけにしてほしいという願いを込めて実施しています。

市ホームページに掲載する広告主募集します

月に約48,000件のアクセスがある市のホームページに広告(バナー広告)を掲載してみませんか。【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます。【規格】縦60ピクセル、横150ピクセル。4キロバイト以内。GIF形式。「扉のページ」上に表示します。広告デザインは広告主で作成となります。【募集枠】10枠【掲載期間】5月から、1カ月単位で最長12カ月

募集

非常勤嘱託員(臨床心理士)【募集人数】若年名【勤務地】教育センター内(市内2カ所)【勤務日数】月12日以上【勤務時間】午前10時~午後5時(実働6時間)【報酬金額】時給1,800円(交通費別途支給)【雇用期間】4月1日~21日(3月31日)【継続可能】あり【申し込み】2月29日(金)まで、履歴書、資格証明書を、資格証明書の写しを、保育課(市役所2階)へ持参し、振り替えて納税することが出来ます。手間が掛かるとは、たつかり納期限を忘れることもなくなり便利です。新たに口座振替を希望する場合は、預貯金先の金融機関等または事務所に、預貯金口座振替依頼書を出してください。19年確定申告の口座振替日は、所得税が4月22日(火)個人事業者の滞納および地方消費税が4月24日(木)です。

申告書の受け付けが始まります。忘れずに提出しましょう

申告書の受け付けが始まります。忘れずに提出しましょう。申告書の受け付けが始まりました。窓口での受け付けは、2月18日(月)~3月17日(月)に、所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。各会場とも車での来場は遠慮ください。なお、申告は郵送でも受け付けます。申告書を郵送する方で、「控入」に受付印が必要な方は、「控入」に住所氏名などをホールペンを記入の上、切手を張った返信用の封筒を同封してください。

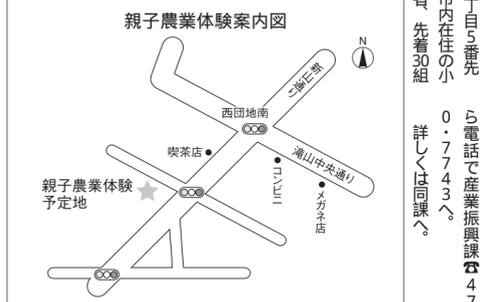
所得税 申告と相談は 東村山税務署へ 〒189-8555 東村山市本町1-20-22 ☎042-394-6811

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まりました。窓口での受け付けは、2月18日(月)~3月17日(月)に、所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。各会場とも車での来場は遠慮ください。なお、申告は郵送でも受け付けます。申告書を郵送する方で、「控入」に受付印が必要な方は、「控入」に住所氏名などをホールペンを記入の上、切手を張った返信用の封筒を同封してください。

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まりました。窓口での受け付けは、2月18日(月)~3月17日(月)に、所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。各会場とも車での来場は遠慮ください。なお、申告は郵送でも受け付けます。申告書を郵送する方で、「控入」に受付印が必要な方は、「控入」に住所氏名などをホールペンを記入の上、切手を張った返信用の封筒を同封してください。

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まりました。窓口での受け付けは、2月18日(月)~3月17日(月)に、所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。各会場とも車での来場は遠慮ください。なお、申告は郵送でも受け付けます。申告書を郵送する方で、「控入」に受付印が必要な方は、「控入」に住所氏名などをホールペンを記入の上、切手を張った返信用の封筒を同封してください。

【会場】柳窪1丁目5番先【対象定員】市内在住の小学生とその保護者、先着組ただし、会場まで徒歩または自転車、参加できる方に限りです。【参加費】1組500円【持ち物】園芸用シャベル、重手、タオル、作業帽、帽子、作業しやすい服装【申し込み】2月18日(月)午前8時半から



【対面地域】水川台・二丁目、東本町、小山一丁目、本町二丁目。【対象地域】水川台・二丁目、東本町、小山一丁目、本町二丁目。【対象地域】水川台・二丁目、東本町、小山一丁目、本町二丁目。

市民の皆さんを災害から守るために。詳しくは総務部総務課☎470-7714へ。

20年度市民伝言板利用案内

~前期分(4月15日号~10月1日号)の受け付けは3月3日(月)から。利用方法: 所定の用紙(広報課 市役所2階)で配布)に必要事項を記入の上、同課で申し込みをしてください。締め切りは、発行日の20日前(閉庁日に当たる場合は次の開庁日)です。「会員募集」は毎月18件まで、「催し」は毎月12件まで、先着順に受け付けます。掲載回数は、1団体につき「会員募集」「催し」を合わせて1年度に4回までです。同一団体の掲載は「会員募集」「催し」の別に関係なく、同一年度において広報紙3号以上間隔を空けてください。原則として市内で活動する団体で、連絡先の方が市内在住の場合に掲載します。野外活動中心の場合を除き、市外で活動する団体の会員募集は掲載できません。講師や指導者による生徒募集は掲載できません。会員募集を主な目的とした催しは「会員募集」として受け付けます。また、無料講習・体験会は「会員募集」として受け付けます。詳しくは同課広報担当☎470-7708へ。

国税庁ホームページアドレス http://www.nta.go.jp e-Tax(国税電子申告・納税システム)ホームページアドレス http://www.e-tax.nta.go.jp

市民税・都民税 申告と相談は 市課税課市民税係へ (市役所2階。内線2333-2337)

申告が必要な方。市役所窓口は土曜、日祝日も休みです。17年分の課税売上高が1000万円を超えている方は、19年分の消費税の課税事業者となります。また、18年分の課税売上高が1000万円を超えている方は20年分の消費税の課税事業者となります。課税売上高が1000万円を超えたら消費税の課税事業者になります。記載や書類の保存がてりも大切です。課税事業者となる方は「消費税課税事業者届出書」を提出してください。納税は便利な口座振替で。申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用)から申告をする必要がありません。市民税・都民税では申告をすることがあります。

申告が必要な方。市役所窓口は土曜、日祝日も休みです。17年分の課税売上高が1000万円を超えている方は、19年分の消費税の課税事業者となります。また、18年分の課税売上高が1000万円を超えている方は20年分の消費税の課税事業者となります。課税売上高が1000万円を超えたら消費税の課税事業者になります。記載や書類の保存がてりも大切です。課税事業者となる方は「消費税課税事業者届出書」を提出してください。納税は便利な口座振替で。申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用)から申告をする必要がありません。市民税・都民税では申告をすることがあります。

申告が必要な方。市役所窓口は土曜、日祝日も休みです。17年分の課税売上高が1000万円を超えている方は、19年分の消費税の課税事業者となります。また、18年分の課税売上高が1000万円を超えている方は20年分の消費税の課税事業者となります。課税売上高が1000万円を超えたら消費税の課税事業者になります。記載や書類の保存がてりも大切です。課税事業者となる方は「消費税課税事業者届出書」を提出してください。納税は便利な口座振替で。申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用)から申告をする必要がありません。市民税・都民税では申告をすることがあります。

申告が必要な方。市役所窓口は土曜、日祝日も休みです。17年分の課税売上高が1000万円を超えている方は、19年分の消費税の課税事業者となります。また、18年分の課税売上高が1000万円を超えている方は20年分の消費税の課税事業者となります。課税売上高が1000万円を超えたら消費税の課税事業者になります。記載や書類の保存がてりも大切です。課税事業者となる方は「消費税課税事業者届出書」を提出してください。納税は便利な口座振替で。申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用)から申告をする必要がありません。市民税・都民税では申告をすることがあります。

申告が必要な方。市役所窓口は土曜、日祝日も休みです。17年分の課税売上高が1000万円を超えている方は、19年分の消費税の課税事業者となります。また、18年分の課税売上高が1000万円を超えている方は20年分の消費税の課税事業者となります。課税売上高が1000万円を超えたら消費税の課税事業者になります。記載や書類の保存がてりも大切です。課税事業者となる方は「消費税課税事業者届出書」を提出してください。納税は便利な口座振替で。申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用)から申告をする必要がありません。市民税・都民税では申告をすることがあります。

申告が必要な方。市役所窓口は土曜、日祝日も休みです。17年分の課税売上高が1000万円を超えている方は、19年分の消費税の課税事業者となります。また、18年分の課税売上高が1000万円を超えている方は20年分の消費税の課税事業者となります。課税売上高が1000万円を超えたら消費税の課税事業者になります。記載や書類の保存がてりも大切です。課税事業者となる方は「消費税課税事業者届出書」を提出してください。納税は便利な口座振替で。申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用)から申告をする必要がありません。市民税・都民税では申告をすることがあります。

申告が必要な方。市役所窓口は土曜、日祝日も休みです。17年分の課税売上高が1000万円を超えている方は、19年分の消費税の課税事業者となります。また、18年分の課税売上高が1000万円を超えている方は20年分の消費税の課税事業者となります。課税売上高が1000万円を超えたら消費税の課税事業者になります。記載や書類の保存がてりも大切です。課税事業者となる方は「消費税課税事業者届出書」を提出してください。納税は便利な口座振替で。申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用)から申告をする必要がありません。市民税・都民税では申告をすることがあります。

申告が必要な方。市役所窓口は土曜、日祝日も休みです。17年分の課税売上高が1000万円を超えている方は、19年分の消費税の課税事業者となります。また、18年分の課税売上高が1000万円を超えている方は20年分の消費税の課税事業者となります。課税売上高が1000万円を超えたら消費税の課税事業者になります。記載や書類の保存がてりも大切です。課税事業者となる方は「消費税課税事業者届出書」を提出してください。納税は便利な口座振替で。申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用)から申告をする必要がありません。市民税・都民税では申告をすることがあります。

20年度税源移譲に伴う税制改正。19年に所得税が大きく減少した方の住民税を減額します。詳しくは課税課市民税係(内線2333-2337)へ。

その他。出前紙芝居ボランティア(さつき会) 平日の午前2時から午後1人2人で活動できる方、学童保育所、福祉施設などを訪問。器材、紙芝居教材は図書館で借出。教材の方は指導士の指導、少し踊れる。詳しくは新堀(にいぼり)☎47-7207へ。第10回チャリティ歌謡大会参加者募集(東京東久留米ライオンズクラブ) 4月13日(日) 中央公民館500円(中央公民館500円) 楽しい陶芸はじめてませんか? 詳しくは安崎(やすさき)☎09-99552-190へ。東久留米市柔道連盟 毎週土曜日の午後6時~8時半、スポーツセンターで、会費月1500円、小学生以下は3000円(お弁当代含む)、小学校3年生以下は保護者同伴で、詳しくは奥住☎471-4641へ。

市民伝言板。くろめ写真教室 毎月第2日曜日の午前7時~午後3時。野外撮影、特にお花カメラの使用方法を教えます。詳しくは江之元(えのもと)☎473-1961へ。社交ダンス(スリッシュ) 毎月第2日曜日の午前9時~午後5時。正午または木曜日の午前9時~午後5時。東部地域センター。入会費1000円。入会金1000円。入会費2000円。練習十八法など。詳しくは望月☎471-1096へ。水画愛好会 毎月第2、第4土曜日の午後1時~3時。成美教育文化会館で、会費月2000円。初心者、詳しくは安住あんじ☎474-4806へ。健康体操(出水川広場体操会) 日曜日と雨天の日を除く毎日午前9時~10時。出水川広場(村小学校隣)で、入会金1000円。練習会費月2000円。練習十八法など。詳しくは望月☎471-1096へ。柳窪(旧集落の旧家でひな祭りを楽しむ) 柳窪の環境景観の保全を考慮する。3月2日(日)午前10時~午後2時。2時半から柳窪球技場(柳窪1丁目)に集合。参加費小学生以下が200円、中学生以上が3000円(お弁当代含む)、小学校3年生以下は保護者同伴で、詳しくは奥住☎471-4641へ。

その他。出前紙芝居ボランティア(さつき会) 平日の午前2時から午後1人2人で活動できる方、学童保育所、福祉施設などを訪問。器材、紙芝居教材は図書館で借出。教材の方は指導士の指導、少し踊れる。詳しくは新堀(にいぼり)☎47-7207へ。第10回チャリティ歌謡大会参加者募集(東京東久留米ライオンズクラブ) 4月13日(日) 中央公民館500円(中央公民館500円) 楽しい陶芸はじめてませんか? 詳しくは安崎(やすさき)☎09-99552-190へ。東久留米市柔道連盟 毎週土曜日の午後6時~8時半、スポーツセンターで、会費月1500円、小学生以下は3000円(お弁当代含む)、小学校3年生以下は保護者同伴で、詳しくは奥住☎471-4641へ。